

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、特定健康診査（以下「特定健診」という。）の実施や診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）等の電子化の整備の進展、国保データベースシステム（以下「KDBシステム」という。）等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して国民健康保険被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいます。

こうした中、「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市区町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」と示されました。

このことを踏まえ、保健事業の実施計画（以下「データヘルス計画」という。）については、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成 16 年厚生労働省告示第 307 号）及び「高齢者の医療の確保等に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成 26 年厚生労働省告示第 141 号）において、保険者等は、データヘルス計画を策定し、PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施及び評価等を行うこととなりました。

同指針においては、データヘルス計画には健康・医療情報（健康診査の結果や診療報酬明細書から得られる情報（以下「健診データ」、「レセプトデータ」という。))を分析し、健康状態や健康課題を客観的な指標を用いて示すこととあります。また、これらの分析結果を踏まえ、直ちに取り組むべき健康課題、中長期的に取り組むべき健康課題を明確にし、目標値の設定を含めた事業内容の企画を行うこととしています。

志木市国民健康保険においては、これらの背景を踏まえ、平成 27 年 9 月に策定した第 1 期データヘルス計画の評価を行うとともに、第 2 期データヘルス計画を策定します。

2 計画策定の目的

データヘルス計画は、国民健康保険被保険者の「健康増進（健康寿命の延伸）」と「医療費の適正化」を目的としています。また、健康・医療情報を活用し、被保険者の特徴、健康状態、疾病状況等を把握するとともに、第 1 期データヘルス計画の中で実施してきた事業を評価し、PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を推進します。

3 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法に基づく「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21（第2次）」に示された基本的な方針を踏まえるとともに、「埼玉県地域保健医療計画」、「健康埼玉21」、「いろは健康21プラン」、「志木市特定健康診査等実施計画」、「志木市高齢者保健福祉計画」等と整合のとれたものとしします。

■他計画との関係性

計画の種類	特定健康診査等実施計画	保健事業実施計画 (データヘルス計画)	健康増進計画
計画の名称	第3期志木市特定健康診査等実施計画	第2期志木市国民健康保険 保健事業実施計画	次期いろは健康21プラン (第4期)
法律	高齢者の医療の確保に関する法律第19条	国民健康保険法第82条	健康増進法第8条
実施主体	保険者(義務)	保険者(努力義務)	市(努力義務)
計画期間	平成30~35年度 (2018~2023年度)	平成30~35年度 (2018~2023年度)	平成31~35年度 (2019~2023年度)
目的	<ul style="list-style-type: none"> ◆国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸 ◆メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の発症予防と重症化の抑制 ◆医療費適正化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸 ◆メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の発症予防と重症化の抑制 ◆医療費適正化 ◆財政基盤強化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民の健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現 ◆生活習慣病の発症や予防 ◆社会保障制度を維持可能とするための生活習慣の改善及び社会環境の整備
対象者	国民健康保険被保険者(40歳~74歳)	国民健康保険被保険者(0歳~74歳)	全ての市民
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆特定健康診査・保健指導の取組み状況 ◆特定健康診査・保健指導受診率向上施策 ◆特定健康診査・保健指導の実施方法 	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活習慣・健康状態の把握 ◆生活習慣の改善 ◆介護予防の推進 ◆こころの健康づくり対策 	<ul style="list-style-type: none"> ◆健康意識・健康管理 ◆栄養・食生活 ◆歯と口腔の健康 ◆身体活動・運動 ◆休養・こころの健康 ◆喫煙(COPD)・アルコール

4 計画の期間

計画の期間については、関係する計画との整合性を図るため、平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）までの6年間とします。また、策定後は、実施状況について毎年評価を行います。

■計画の期間

		年度										
		H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
国	健康日本21（第2次）	[Blue arrow from H25 to H34]										
県	埼玉県地域保健医療 計画	[Blue arrow from H25 to H35]										
	健康埼玉21	[Blue arrow from H25 to H34]										
	健康長寿計画	[Blue arrow from H28 to H31]										
市	将来ビジョン	[Blue arrow from H25 to H35]										
	地域福祉計画	[Blue arrow from H25 to H35]										
	いろは健康21プラン	[Blue arrow from H25 to H35]										
	データヘルス計画	[Blue arrow from H27 to H35]										
	特定健康診査等実施 計画	[Blue arrow from H25 to H35]										
	高齢者保健福祉計画	[Blue arrow from H25 to H35]										

※ 計画の期間は、全国及び都道府県医療費適正化計画の計画期間、並びに特定健康診査等実施計画の計画期間が5年から6年に見直されとことにより、埼玉県地域保健医療計画の第7次（第3期埼玉県医療費適正化計画を含む）の最終年度である平成35年度（2023年度）にあわせ、6年を1期として策定します。

5 実施体制

本計画の策定・実施・見直しについては、本市の保健・衛生部門を主体として、国保部門及び介護・福祉部門の関係部局と連携します。具体的には関係部局からそれぞれ担当者を選定するなど、新たな連携体制を構築し、必要に応じて企画部門・財政部門とも連携をとりながら運営します。

また、学識経験者、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等の保健医療関係者や国民健康保険団体連合会や都道府県と連携・協力します。

具体的には、運営協議会の中で意見を伺うとともに、さらには国民健康保険団体連合会に設置された支援・評価委員会の支援を受けます。

■実施体制

